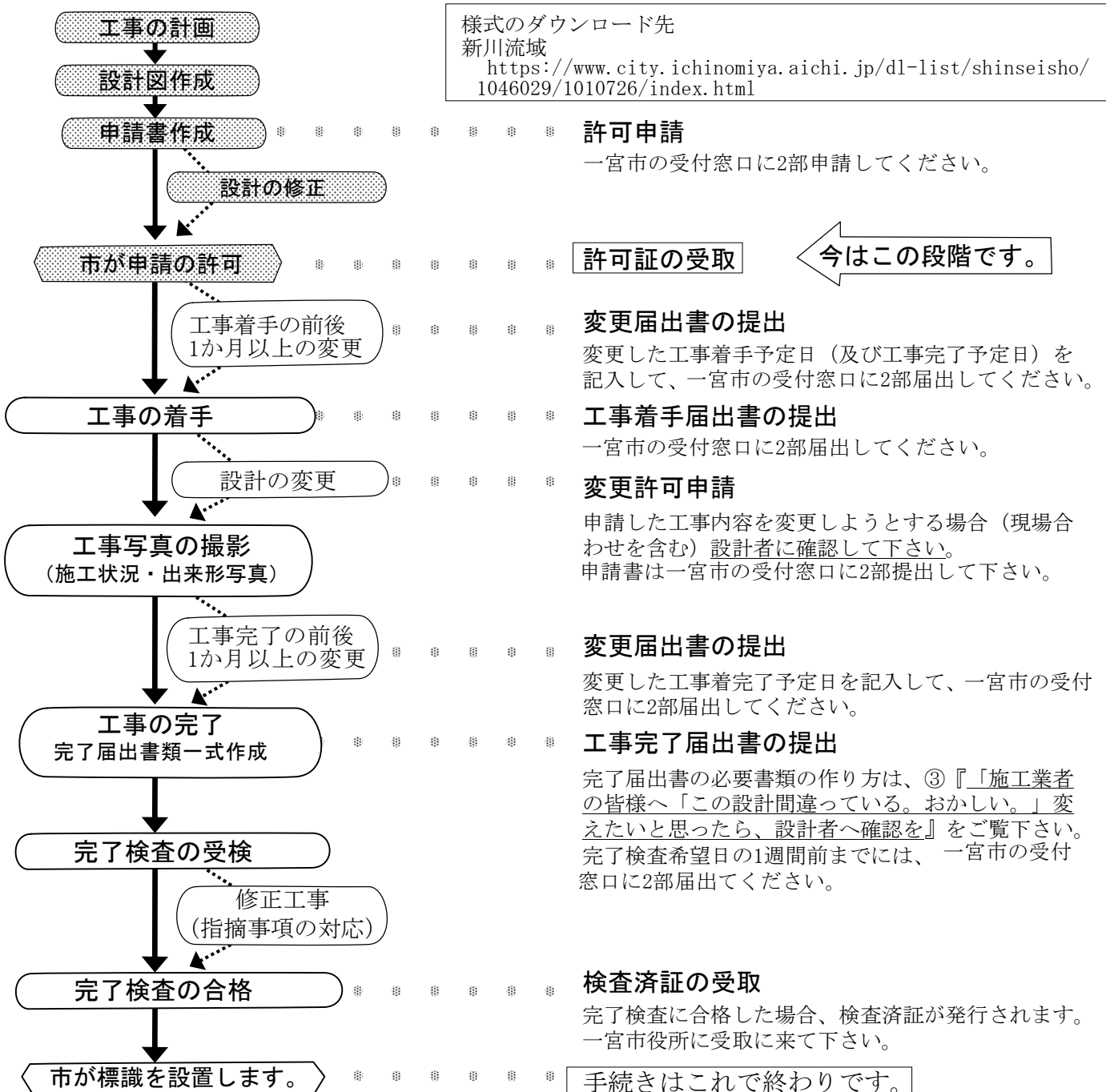


# 特定都市河川浸水被害対策法の許可（雨水浸透阻害行為許可） を受けられた方へ

雨水浸透阻害行為の許可証を受けられた方に、今後の手続きについて説明します。  
この書類は、4部構成になっています。

①	特定都市河川浸水被害対策法の許可を受けられた方へ	1枚	このチラシです。
②	特定都市河川浸水被害対策法 許可に係る遵守事項	2枚	よくお読みください。
③	施工業者の皆様へ「この設計間違っている。おかしい。」 変えたいと思ったら、設計者へ確認を	4枚	施工業者へコピーを お渡し下さい。
④	特定都市河川浸水被害対策法<完了検査のポイント>	2枚	施工業者へコピーを お渡し下さい。

## 工事完了届出書の提出・完了検査の合格までの手続き





## 特定都市河川浸水被害対策法第30条（第37条）許可に係る遵守事項

特定都市河川浸水被害対策法第30条（又は第37条）の規定に基づく許可を受けて雨水浸透阻害行為（造成行為）に関する工事が行われた区域には、同法施行令第9条の技術的基準に適する雨水貯留浸透施設（雨水の流出を抑制する機能を持った貯留施設及び浸透施設のこと）が設置されています。その施設の機能については、新川・境川[逢妻川]・猿渡川流域から特定都市河川流域の指定が解除されるまで継続して保持することが義務付けられていますので、以下の事項を遵守してください。

- 1 雨水貯留浸透施設の正常な機能保持のため、定期的に保守点検を行うなど適正な維持管理に努めること。
- 2 雨水貯留浸透施設の完了検査を受けた後であっても、設置した<sup>※1</sup>雨水貯留浸透施設の機能を阻害するような行為を行う場合は、あらかじめ同法第37条の許可（変更許可）を受けること。（同等機能を有する代替施設の設置が必要）
- 3 完了検査を受けた土地については、技術的基準に適すると認めた対策施設が存する旨の標識を設置することが義務付けられています。標識の設置は市が行いますが、標識の表示内容には雨水貯留浸透施設の管理者（土地所有者、管理者又は占有者）及びその連絡先を明示することになっていきますので、変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。詳細については、別紙「雨水貯留浸透施設の標識について」を参照してください。
- 4 他の者へ土地を売却や賃貸する場合は、重要事項説明書に同法の許可を受けた土地であることを明示し、「添付補足資料」欄又は「付属書類」欄に「特定都市河川浸水被害対策法第30条（第37条）許可に係る遵守事項」と明記し当該紙面を添付すること。

※1 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するような行為とは、

### (1) 雨水貯留浸透施設の埋立て又は損壊、撤去などの行為

(例1) 表面貯留部に盛土をする、建築物を建てる、物を置く、樹木を植える行為

⇒ 貯留容量不足となるため

(例2) 貯留施設を形成している擁壁、コンクリートブロック、小堤、乗入部のマウント頂部などの全部または一部を損壊または撤去する行為

⇒ 貯留することができなくなるため

(例3) 透水性舗装で施工されていた箇所を密粒度アスファルトやコンクリートの舗装で打ち替える行為

⇒ 透水機能がなくなるため

### (2) 放流孔(オリフィス)の形状、大きさ、位置(高さ)を変更する行為

### (3) 敷地内の流出量を増加させる行為

設置されている雨水貯留浸透施設の規模は、その敷地の利用形態に適した

『流出係数\*』を用いて計算されています。したがって、計算に見込んでいた流出係数を超えるような利用形態に変更する行為は、貯留浸透施設の規模を不足させることになり、結果としてその敷地からの流出量を増大させることとなります。

\*『流出係数』とは、降った雨量に対して、どれだけ染み込まずに表面から流出するのかという割合を示す係数です。

(例)・未舗装の資材置場

(流出係数  $f = 0.50$ )

・植樹帯 (流出係数  $f = 0.20$ )

・芝地 (流出係数  $f = 0.20$ )

又は  $0.50$ )

変更

・アスファルト又はコンクリート舗装を施工する。(流出係数  $f = 0.95$ )

・建物を建てる。(流出係数  $f = 0.90$ )

#### (4) 敷地内の流域(集水エリア)を変更する行為

貯留浸透施設の規模は、各施設ごとに対象とする処理範囲(「流域」又は「集水エリア」という。)の面積から計算されています。したがって、この処理範囲毎の面積を変えるような行為を行うと、貯留浸透施設の規模が不足することもあり、結果としてその敷地からの流出量を増大させることとなります。

##### ◆『流域(集水エリア)』とは、

敷地内に降った雨は、いくつかの排水系統に分かれて敷地外に流れていきます。この排水系統ごとに処理される範囲を『流域』又は『集水エリア』と言います。(この範囲がひとつの場合もあります。)

##### ◆『流域(集水エリア)』の種類

貯留浸透施設を経由して区域外へ放流する『対策エリア』と貯留浸透施設を経由せず直接道路等区域外へ放流する『直接放流エリア』に分かれます。

(例1) 乗入れのマウント(道路側スロープ)の雨水を貯留浸透施設を経由せずに直接区域外へ流出する。(→直接放流エリア)

(例2) 駐車場や屋根に降った雨水を調整池(表面貯留、地下貯留)のオリフィスを経由して区域外へ放流する。(→調整池エリア)

(例3) 駐車場に降った雨をすべて透水性舗装で浸透させて区域外へ放流しない(又は許容放流量以下で流出させる)。(浸透エリア)

##### ◆『流域(集水エリア)を変えるような行為』とは、

流域(集水エリア)は、流出する雨水を物理的に分水するものによって分けられています。例えば、仕切り及び外周のコンクリートブロック、乗入部のマウント頂部(分水嶺)、屋根(カーポートも含む)、宅地内側溝などです。

したがって、流域の境界となり得るこれらのものを新設・撤去、損壊したり、位置を変えたりする行為は流域(集水エリア)を変えるような行為に該当します。

様式第8（第16条関係）

## 雨水貯留浸透施設の標識について

雨水貯留浸透施設の設置を伴う工事について工事の完了の検査の結果、基準に適合すると認められたときは、一宮市長は、法令に基づき雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識を雨水貯留浸透施設の敷地である土地（建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあつては、当該建築物又はその敷地である土地）に設置しなければならないこととされています。

この標識は、雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市下水道又は地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることを流域住民の皆様等に広くお知らせするために設置するものです。

この標識には、次の事項を明示することになっております。

- 1 雨水貯留浸透施設の名称
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 3 雨水貯留浸透施設の容量及び構造の概要
- 4 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、一宮市長の許可を要する旨
- 5 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 6 標識の設置者及びその連絡先

標識の取扱いについては、次の事項に注意してください。

- 1 雨水貯留浸透施設の敷地である土地（建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されている場合にあつては、当該建築物又はその敷地である土地）の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 2 何人も、標識を一宮市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

標識の設置に際しては、雨水貯留浸透施設の施工前に標識の設置の位置、形式、施工方法について事前に調整させていただきますので、よろしくお願ひします。

また、標識の設置後、雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先に変更があつたときは、雨水貯留浸透施設の管理者変更届出書を提出してください。

担当 一宮市  
建設部治水課計画グループ

電話 0586-28-8642（直通）

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 施設管理者等変更届出書

年 月 日

(あて先) 一宮市長

住 所

氏 名

〔 名 称 及 び 〕  
〔 代 表 者 氏 名 〕

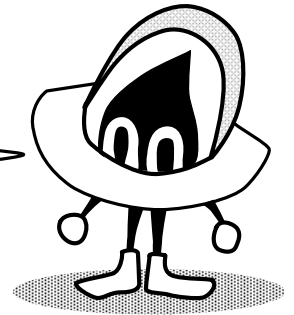
電 話 局 番

次のとおり、各事項を変更しました。

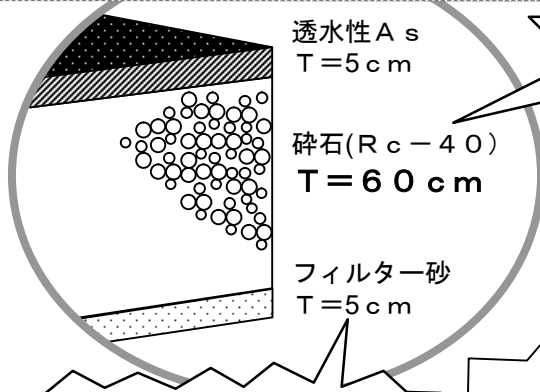
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号				
施 設 が 含 ま れ る 地 域 の 名 称 (土地の住所・地番)				
変 更 事 項	施 設 管 理 者	新	氏 名 所 在 電 話 番 号	
		旧	氏 名 所 在 電 話 番 号	
	そ の 他	新		
		旧		
担 当 者 連 絡 先			電 話 局 番	
備 考				

## 施工業者の皆様へ

この設計間違っている。おかしい。  
変えたいと思ったら、設計者に確認を  
それって、雨水浸透対策で必要かも...



### 透水性舗装（碎石舗装含む）



碎石路盤が厚すぎる  
間違いだ！薄くしよう。

ストップ

碎石路盤の厚さは、地面への  
雨水の浸透の仕方に影響します。  
路盤が厚い方がよく浸透する  
んです。

砂なんていらんじゃ？

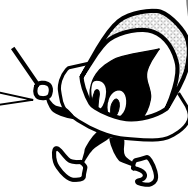
いります！

### 地下貯留浸透槽、浸透トレンチ

単粒度碎石ってなんだ？  
RC-40でいいか。

ダメッ！

単粒度碎石は、大きさをそろえた  
碎石です。粒がそろっているため、  
碎石のすきまが大きいのです。  
ここに雨水が入り込みます。  
普通、透水シートでつつみます。

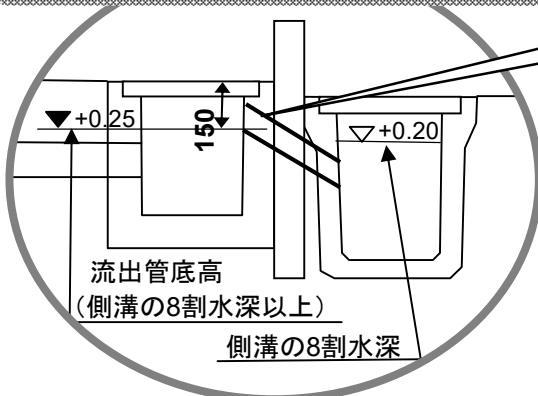


単粒度碎石  
(20 - 30)  
600×600

透水シート

フィルター砂  
T=10cm

### 最終マス、オリフィスマス



流出管が高くて、水が流れ  
にくいな。管を低くしよう。

ストップ

最終マスやオリフィスマスの  
流出管の高さは、たいへん大事です。  
設計計算により決めています。

# 工事写真のつぼ ~埋まるものは高さや幅を撮影する~

## ●透水性舗装や砕石舗装は、厚さ写真をとる！



横木などを使い厚さを示す

目盛りがはっきり見えること

※小さくて見えないときはアップの写真も撮る。

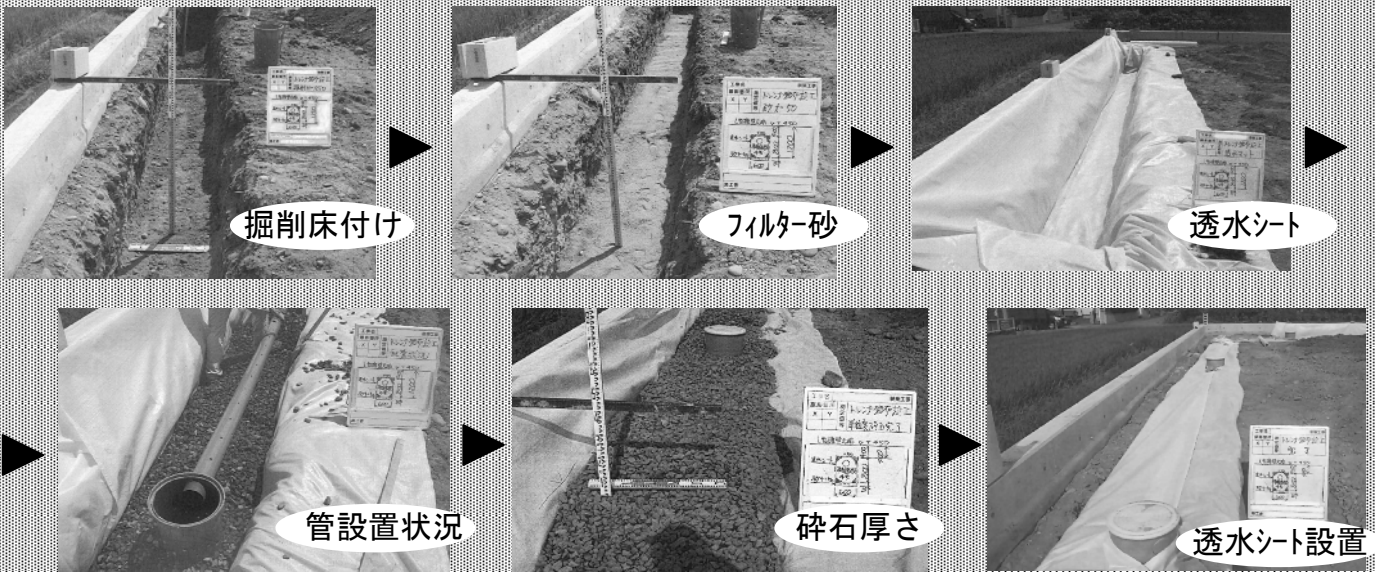


丁張り

丁張りを作ると、もっといい写真になります。

フィルター砂・砕石路盤・透水性As  
それぞれ厚さの分かる写真が必要。  
これは、路盤の写真です。

## ●浸透トレンチ・浸透側溝・浸透ますは、幅・長さ・厚さの写真をとる！



## ●地下貯留浸透施設は、幅・長さ・高さ写真をとる！

- ・掘削床付け写真
- ・フィルター砂の厚さ・幅・長さの写真

貯留施設下の砕石厚さ



貯留施設の幅・長さ



貯留施設の高さ



貯留施設周囲の砕石





# 完了検査を受けるにあたって

添付用

※書類を確認し、チェック欄にチェックして、本チェックシートを届出書に添付し提出して下さい。  
 ※本チェックシートの後ろにある、添付書類の作り方をよく読んで書類作成をしてください。

## 完了届出書添付書類チェックシート

チェック欄	内 容	備 考																																																		
<input type="checkbox"/>	(1) 工事完了届出書																																																			
	(2) 出来形測定図 (これがないと検査を行えません)	実測して、赤字にて各図面に記入																																																		
<input type="checkbox"/>	①土地利用計画図及び求積図 (計画)	流出係数の異なる用途がある場合 用途別区域の境界延長、面積																																																		
<input type="checkbox"/>	②対策施設工事の位置図及び求積図 (計画)	集水エリア毎の境界延長、面積 対策施設の各寸法 (高さ、幅、長さ、厚さ、延長、個数、 地盤高、池底高、深さ、面積、容積量等)																																																		
<input type="checkbox"/>	③排水施設計画平面図																																																			
<input type="checkbox"/>	④対策工事の計画図																																																			
<input type="checkbox"/>	(3) 対策施設の施工状況及び出来形写真	地下埋設物の施工段階ごと																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対策施設別 必要な写真</th> <th rowspan="3">床付</th> <th colspan="3">厚さ</th> <th rowspan="3">砂・碎石・躯体 高さ、幅、 長さ、厚さ</th> <th colspan="2">透水シート</th> <th>透水管</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">砂</th> <th rowspan="2">碎石</th> <th rowspan="2">As</th> <th rowspan="2">敷設</th> <th rowspan="2">巻込 (埋戻前)</th> <th rowspan="2">敷設</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>透水性舗装</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下貯留(浸透)施設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>浸透ます、浸透側溝</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>浸透トレンチ</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	対策施設別 必要な写真	床付	厚さ			砂・碎石・躯体 高さ、幅、 長さ、厚さ	透水シート		透水管	砂	碎石	As	敷設	巻込 (埋戻前)	敷設	○	○	○	透水性舗装	○	○	○	○				地下貯留(浸透)施設	○	○			○	○	○	浸透ます、浸透側溝	○	○			○	○	○	浸透トレンチ	○	○			○	○	○	
対策施設別 必要な写真	床付			厚さ				砂・碎石・躯体 高さ、幅、 長さ、厚さ	透水シート								透水管																																			
				砂	碎石	As			敷設	巻込 (埋戻前)	敷設																																									
		○	○				○																																													
透水性舗装	○	○	○	○																																																
地下貯留(浸透)施設	○	○			○	○	○																																													
浸透ます、浸透側溝	○	○			○	○	○																																													
浸透トレンチ	○	○			○	○	○																																													
<input type="checkbox"/>	(4) 使用材料の品質試験結果証明書	透水性As、単粒度碎石、路盤材																																																		
	(5) 使用材料の納品書の写し (又は、出荷証明書、契約書等の写し)																																																			
<input type="checkbox"/>	①納品書(出荷証明書、契約書)の写し	透水性As、単粒度碎石、路盤材、砂																																																		
<input type="checkbox"/>	②製品名・番号がわかる搬入時の写真 または、納品書(出荷証明書)の写し	空隙PRブロック等の二次製品																																																		
<input type="checkbox"/>	(6) 出来形測定値に基づく再計算の結果	明らかに出来形不足でない場合は不要																																																		
	(7) 重要事項説明書の写し	宅地分譲の場合																																																		
<input type="checkbox"/>	①特定都市河川浸水被害対策法に基づく制限の明示																																																			
<input type="checkbox"/>	②添付書類欄への明記(以下4項目)																																																			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>雨水浸透阻害行為の許可の申請について(許可)[写]</td> <td>許可証</td> </tr> <tr> <td>雨水浸透阻害行為許可申請書(副本)[写]</td> <td>申請書</td> </tr> <tr> <td>特定都市河川浸水被害対策法第30条(第37条)許可に係る遵守事項[写]</td> <td>許可証交付時の添付資料</td> </tr> <tr> <td>雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証[写]</td> <td>完了検査後に交付</td> </tr> </tbody> </table>	雨水浸透阻害行為の許可の申請について(許可)[写]	許可証	雨水浸透阻害行為許可申請書(副本)[写]	申請書	特定都市河川浸水被害対策法第30条(第37条)許可に係る遵守事項[写]	許可証交付時の添付資料	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証[写]	完了検査後に交付																																											
雨水浸透阻害行為の許可の申請について(許可)[写]	許可証																																																			
雨水浸透阻害行為許可申請書(副本)[写]	申請書																																																			
特定都市河川浸水被害対策法第30条(第37条)許可に係る遵守事項[写]	許可証交付時の添付資料																																																			
雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証[写]	完了検査後に交付																																																			
<input type="checkbox"/>	(8) 各宅地の住所を表示した平図面	宅地分譲の場合																																																		
<input type="checkbox"/>	(9) 完了届出書添付書類チェックシート(本用紙)	チェック欄に有無の確認																																																		

※ポンプを使用する場合：雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)設計資料編第8章を確認し、必要資料を提出して下さい。

# 完了届出書添付書類の作り方

新川流域… <https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046029/1010726/1005402.html>

## (1) 工事完了届出書

様式はホームページからダウンロードできます。

注) 完了届出書の前に提出する書類

- ・工事着手届出書（工事着工後すみやかに提出）
- ・変更届出書（許可証の着工予定日、完了予定日より工事が1ヶ月以上前後した場合）

## (2) 出来形測定図 【後ろにある「出来形測定図の作り方」を参考にして下さい。】

- 1) 申請時の該当図面に、対策施設（貯留施設、浸透施設）の出来形測定値を設計値の上段（又は下段）に赤字[2段書き]で記載してください。
- 2) 図面右下に測定者の氏名を記載して下さい。

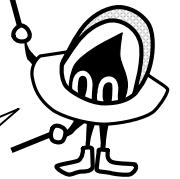
一番大事な書類です

## (3) 施工状況及び出来形写真 【ちらし「工事写真のつぼ」を参考して下さい。】

対策施設の各寸法、厚さ、床付の状況等がわかるものを添付してください。

対策施設別 必要な写真	床付	厚さ			砂・碎石・躯体 高さ、幅、 長さ、厚さ	透水シート		透水管 敷設
		砂	碎石	As		敷設	巻込 (埋戻前)	
透水性舗装	○	○	○	○				
地下貯留(浸透)施設	○	○			○	○	○	
浸透ます、浸透側溝	○	○			○	○	○	
浸透トレンチ	○	○			○	○	○	○

施工段階ごとに撮ります。



## (4) 使用材料の品質試験結果証明書

## (5) 使用材料の納品書の写し（又は出荷証明書、プラント会社との契約書の写し）

- 1) 透水性舗装・単粒度碎石(3・4号等)・路盤材(C-40・RC-40等)・砂 については、次の書類を購入先から入手して、コピーを提出してください。
  - ・品質試験結果証明書（砂は除く）
  - ・現場に搬入されたことを証明する書類（納品書、出荷証明書、プラント会社との契約書の写し）
- 2) 空隙PRブロック・透水性インターロッキングブロック等 二次製品については、次の書類等を提出して下さい。
  - ・設計どおりの製品が搬入されたことを証明する書類等（製品名・番号がわかる搬入時の写真、納品書、又は出荷証明書）
- 3) 上記書類に宛名、日付が記入されていることを確認してください。

## (6) 出来形測定値に基づく再計算の結果 【明らかに出来形不足でない場合は不要】

工事結果に基づく放流量が許容値以内かどうか確認するため、出来形測定値に基づく再計算を行い、結果を添付してください。

## (7) 重要事項説明書の写し **宅地分譲の場合**

分譲後の各購入者に特定都市河川浸水被害対策法の適用を受けた土地であることを知らせる必要があるため、『重要事項説明書』に必要事項を明示し、その写しを添付してください。

記入例

3.(3)其他法令に基づく制限	
レ	特定都市河川浸水被害対策法

20.添付書類

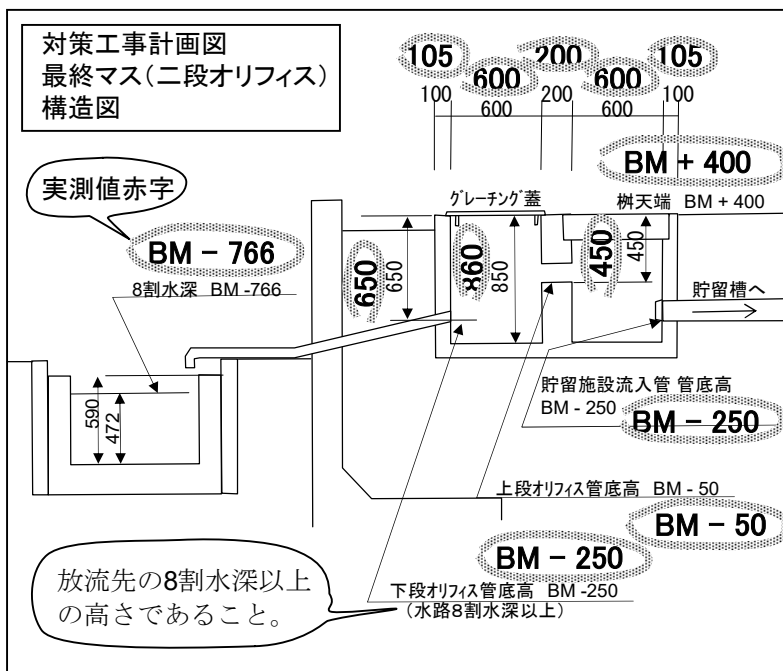
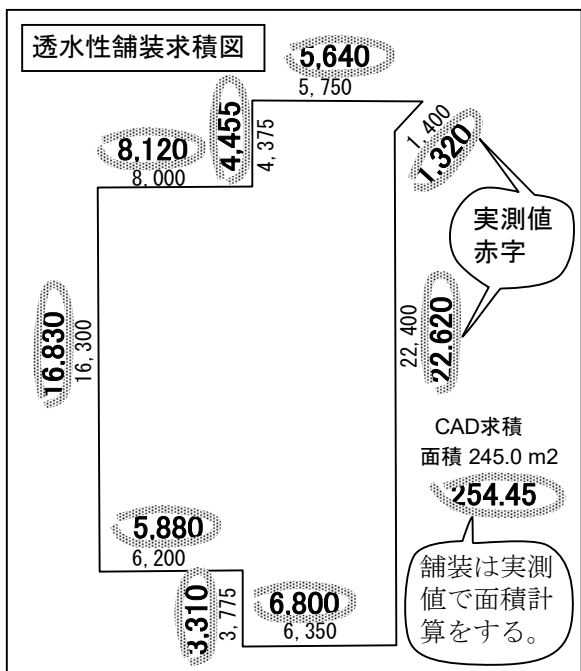
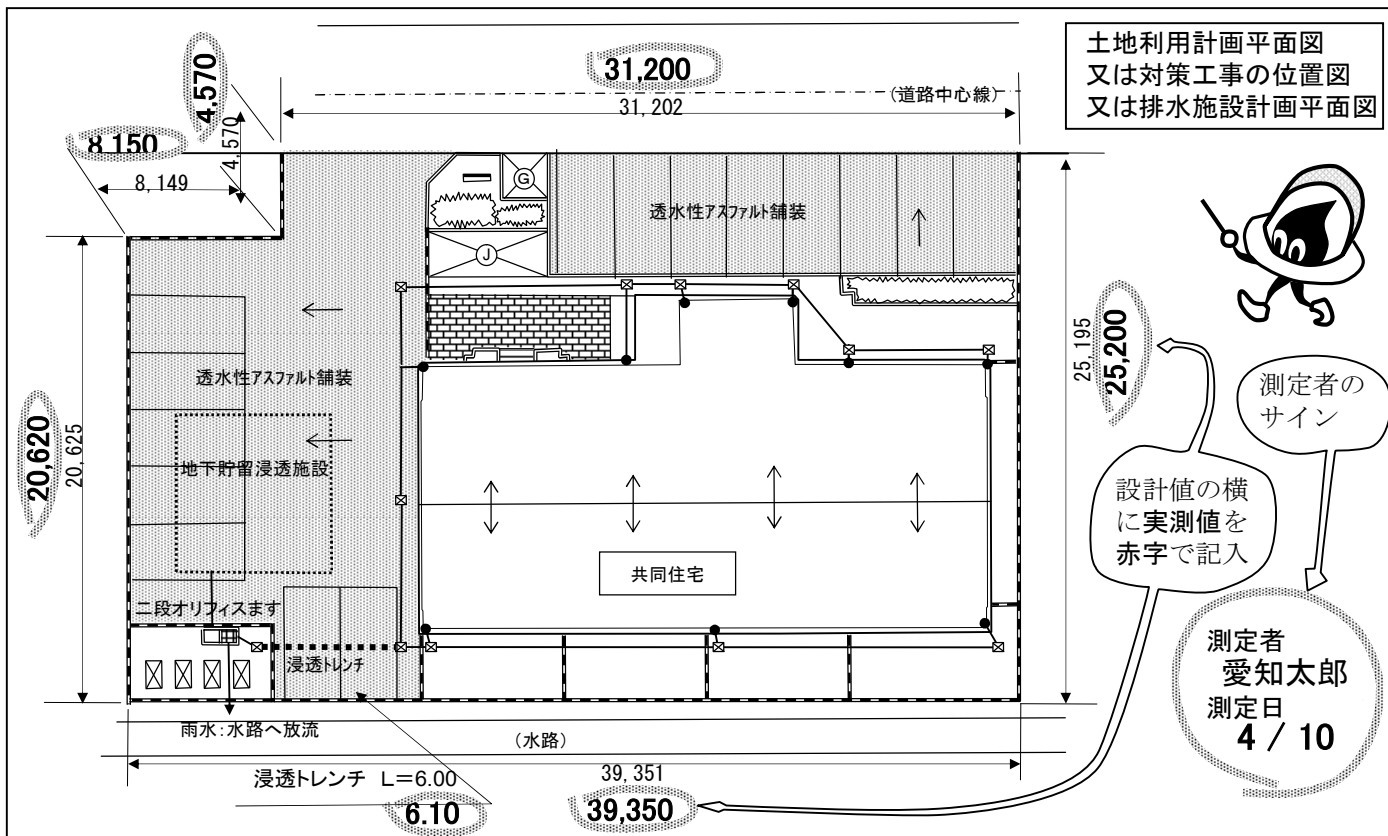
1	6 雨水浸透阻害行為の許可の申請について(許可)[写]
2	7 雨水浸透阻害行為許可申請書(副本)[写]
3	8 特定都市河川浸水被害対策法第30条(第37条)許可に係る遵守事項[写]
4	9 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証[写]
5	10

## (8) 各宅地の住所を表示した平面図【市が設置する標識に記載します。】 **宅地分譲の場合**

完了検査に合格後、雨水貯留浸透施設が存する旨を表す標識を設置するため、宅地ごとの住所を表示した平面図を添付してください。

# 出来形測定図の作り方

<p><b>実測するもの</b></p> <p>敷地外周も実測してください。 測量誤差があってもかまいません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地（行為区域）の外周の長さ。</li> <li>透水性舗装の外周の長さ及び控除部分（1m<sup>2</sup>以上の構造物）の外周長さ。</li> <li>対策施設（浸透トレンチ、浸透側溝等）の延長。表面貯留の地盤高、深さ。</li> <li>最終ます・オリフィスますの各寸法。（他 Co地下貯留施設等）</li> </ul>
<p><b>工事写真から転記するもの</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透水性舗装の砂・砕石・アスファルトの各層の厚さ。</li> <li>対策施設（地下貯留浸透施設、浸透トレンチ、浸透側溝等）の砂、砕石の厚さ、幅。地下貯留浸透施設の長さ、幅、高さ</li> </ul>



## 書類作成時の注意事項

### (1) 出来形測定図について（追補）

※ 面積の算出方法が申請時と異なる場合、別図でも可とします。

(例) 申請時は三斜求積、出来形は外寸法からCAD展開で求積)

※ 屋根ラインで集水エリアを分けているような場合、下げ振りを用いるなどして正確に測定してください。

※ 排水系統等を変更している場合、最終的な完成形の「排水施設計画平面図（確定図）」を提出してください。

ただし、この処理が許されるのは、流出計算に関係しない場合に限りです。変更内容が流出計算に影響する場合、変更許可申請をする必要があります。この場合、当該検査は中間検査扱いとなります。（完了届出書は返却します。）

### (2) 使用材料の品質試験結果証明書及び納品書の写しについて

※ 書類の宛名が下請業者の場合、業者間の契約書等の写しを添付してください。

(金額等支障のある部分は塗潰し可。業者間の関係と工事箇所の確認が目的)

(例) 舗装業者と元請業者[工事着手届出書にある工事施工者]の契約書)

※ 工事完了から検査まで期間が短い場合など、品質試験結果証明書がまだ手元にない場合があるため、材料納入と同時に受け取れるようにしてください。

### (3) 出来形測定値に基づく再計算の結果について

※ 以下の数値が設計値と異なる場合、調整池の計算容量・水位、放流量が変わるため、再計算して、許容値以内であるか、確認が必要です。

①オリフィスの大きさ
②オリフィス管底の位置（レベル）
③貯留施設（表面貯留）の場合の地盤レベル
④建物周囲に貯留施設（調整池）を計画した場合の建物配置
⑤集水エリアの面積
(例) ・直接放流区域の拡大 ・集水エリアの物理的分離箇所（分水嶺）の変更 ・宅地分譲における各区画の面積変更 など

※ 施工誤差ではなく意図的に、集水エリア面積・用途（流出係数に係る）・対策施設の規模・オリフィスなど流出計算に直接関わる内容の変更を行っている場合、基本的に完了検査の手続きでは処理できません。

その場合は、変更許可申請をして頂く必要がありますので御注意ください。

# 完了検査の受検について

## (1) 完了検査の受付について

- 完了検査の受付は、完了届出書及び添付書類（必要書類一式）の提出をもって行います。書類を検査希望日の**1週間前**までに、一宮市の窓口へ提出してください。

**完了検査の円滑な実施のために、ご協力をお願いします。**

書類は検査員が事前に確認します。

- 完了書類は一宮市の窓口へ2部（1部はコピーで可）提出してください。

## (2) 完了検査の受検について

- 受検者の立ち会い人数
  - 円滑な検査（測量）のため**2名以上**の体制で受検してください。
- 受検者について
  - 受検者として、最低1名は施工内容が分かる者が立ち会う。（着手届出書の工事施工者を含む）
- 受検者の準備
  - テープ（50m）、メジャー、箱尺、ポール（2本）、電卓。
  - 貯留施設がある場合は、水準器（レベル）も用意してください。
  - 検査予定の柵蓋が空くことを事前に確認しておいてください。
  - 透水性舗装がある場合は、バケツ1杯程度の水を用意してください。
- 検査の内容
  - 提出していただいた出来形測定図をもとに、主要部の延長、高さ等を現地で実測し、出来形測定値を確認します。確認する箇所は検査員が現地にて指示します。

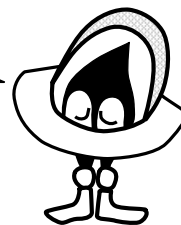
### 完了検査書類作成及び受検の参考資料

- 雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針改訂版（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）

ホームページ「<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/manual-ichinomiyaakasugai.html>」よりダウンロード

一宮市 建設部 治水課  
TEL 0586-28-8642 FAX 0586-73-9217

円滑な完了検査にご協力ください。





## 特定都市河川浸水被害対策法 <完了検査のポイント>

### 【共通】

#### <土地利用計画>

- ① 土地利用計画別面積(用途別面積)に変更はないか。

土地利用毎に流出係数を設定している場合には、その面積が変わることにより流出量に影響を及ぼすために確認します。そのため、行為区域全体を一律の流出係数にて計算している場合は該当しませんが、その場合でも申請した図面に存在しない建築物、建造物がないか等を確認します。

#### <集水エリア境界> ※雨水浸透阻害行為面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場合に該当

- ① 各集水エリアの面積は計画通りか。(直接放流エリアが拡大されていないか)
- ② 複数の集水エリアがある場合、隣接する集水エリアとの境界部が正確に雨水を物理的分離できるようになっているか。(エリア境界は主に、分水嶺(地表面を尾根状にしたもの)、CB等構造物、側溝又は溝、庇又はバルコニーのライン)
- ③ 屋根やバルコニーのラインがエリア境界になっている場合、建物の配置がズレていたり、庇の出幅や形状を変更していたりする場合が多いので、正確に出来形測定されているか確認する。施工誤差の範囲ではないと認められる場合は変更許可を要する。
- ④ 植栽帯に降った雨水がエリア外(区域外道路又は別集水エリア)に流出しないか。許可申請図面には、植栽帯内の雨水を集水エリア内に誘導するよう、枠ブロックへの水抜き穴・切欠きの設置、又は内側の枠ブロックの天端高さを一段下げるなどの対策を表示・記載させているので、そのとおり施工されているか。(想定している雨の規模は、小雨ではなく、1時間に50mm前後のドシャ降りの雨であり、浸透が追いつかず、植栽枠から溢れるものと扱っている)

#### <行為区域周辺>

- ① 計算上見込まれていない、区域外からの流入または区域外への流出はないか。
- ② 放流先(側溝、水路等)の位置・8割水深とオリフィス管底位置(高さ)との位置関係
- ③ 調整池の水が漏れる箇所がないか。施工不良、施工忘れの他、表面貯留を造っている外周擁壁の目地が開いていないか。プレキャスト(2次製品)擁壁の場合は防水層の塗布が必要。

#### <標識>

- ① 現地で標識の設置位置、標識に表示する管理者名・連絡先を図面に記載されたものと変更がないか確認しますので、変更があればその旨を伝えてください。
- ② 標識設置時の立会者の氏名・連絡先を聞き取りますので、どなたが窓口になるか決めておき、その方も検査に立ち会うようにしてください。

## 【用途別】

### ＜駐車場＞

- ① 表面貯留の場合、乗り入れ部分のレベルが調整池としての最高水位（堤防高）となっているものが多い。この高さが要チェック（両端部、中央）。接道部分全面乗り入れの場合は、道路縦断勾配の低い位置が調整池としての最高水位（堤防高）となる。
- ② 乗り入れ部分のスロープ頂部が、破損しない構造（Con または As）になっているか。
- ③ 舗装仕上げ面に排水勾配を付け、その部分に溜まる容量も調整池容量として見込んで計算している場合、調整池容量に余裕がないことがあるので、出来形管理の精度が悪いと調整池容量が不足する可能性が高い。
- ④ オリフィス柵の構造寸法、オリフィスの大きさ、オリフィス柵の天端高とオリフィス管底高、放流先の8割水深高、調整池容量をチェック

～～解説～～

イ) オリフィスの管底高が8割水深以下になった場合

⇒ 許可条件不適合となるため手戻り工事が必要

ロ) オリフィスの管底高は8割水深以上だが、オリフィス柵の設計値より高い位置になった場合（オリフィス天端高との相対差が小さくなるので水圧が下がる）

⇒ 放流量は小さくなるが、調整池の容量が不足する可能性あり

ハ) オリフィスの管底高は8割水深以上だが、オリフィス柵の設計値より低い位置になった場合（オリフィス天端高との相対差が大きくなるので水圧が上がる）

⇒ 調整池の容量は足りるが、放流量が許容放流量を超える可能性あり

※ ロ)、ハ)の場合は再計算で確認が必要。

- ⑤ 碎石舗装で浸透能力、空隙貯留を見込んでいる場合、最低30cmの厚さが必要である。また、碎石舗装の上面が碎石より透水性の悪い材料（植栽土、普通土等）で覆われている部分は透水性舗装の有効面積に含めることはできない。
- ⑥ 周囲がCB等ではなく、土羽堤となっている場合、施工の状況（転圧がしっかりされているか、すぐに崩壊しないかなど）と材料（透水しない不浸透土か普通土）を確認する。

### ＜資材置き場＞

- ① 上記＜駐車場＞の①～⑥まで共通
- ② 行為区域の内、置き場として利用する区域を申請時に特定してるので、現地においてその区域が明確に分るよう、地先境界ブロック、張りロープ等で区画させ、それ以外の通路部分など調整池容量として見込んでいる区域に物を置いたりしないよう注意を促す。



## <共同住宅、工場等>

- ① 集水エリアが複数に分割されているケースが多い。
  - i) 乗り入れ部、ゴミ置き場等の直接放流エリア
  - ii) 駐車場の透水性舗装を対策施設とする集水エリア
  - iii) 隣棟間や砂利敷き部を利用した表面調整池を対策施設とする建物周辺部分の集水エリア、または浸透柵、浸透トレンチのみで対策する建物周辺部分の集水エリア
  
- ② 集水エリアの境界部がちゃんと雨水を物理的分離できるようになっているか。
- ③ 隣棟間や砂利敷き部(庭等)を利用した表面調整池を対策施設とする建物周辺部分の集水エリアにおいて、建物の縦樋→集水柵→集水管(暗渠)→表面調整池内のオリフィス柵という排水システムとしている場合、 $\boxed{\text{表面調整池の HWL}} < \boxed{\text{建物周辺の集水柵の天端高}}$  となっていることが必要である。

⇒ 調整池と暗渠でつながっている場合は、調整池の水位と集水柵の水位は同じレベルで上がっていくから
- ④ 表面貯留の場合は、<駐車場>の④を参照
- ⑤ 2段オリフィス形式の場合は、<宅地分譲>の④を参照
- ⑥ ポンプ汲み上げ方式の場合
  - イ) 稼動の設定条件(稼動仕様)の動作確認  
(ON・OFF のフロートの高さ、交互運転、同時運転、タイマー、警報音など) } ⇒ 現地確認又は専門業者による試験結果報告書で確認
  - ロ) 損失水頭計算の諸条件と現地との整合  
(実揚程、配管径、配管長さ、エルボの個数) } ⇒ 出来形を現地確認し、その値で計算された吐出量をチェック  
各種弁(仕切弁、逆止弁等)の個数
- ニ) オリフィス経由方式の場合は、オリフィス柵の構造寸法、オリフィスの大きさ、オリフィス管底高とオーバーフロー管底高の差(計算水頭)、放流先の8割水深高チェック
  - ・  $\boxed{\text{放流先の 8 割水深高}} \leq \boxed{\text{オリフィス管底高}}$
  - ・  $\boxed{\text{実測から計算されたオリフィス放流量}} < = \boxed{\text{実測から計算されたポンプ汲み上げ流量}}$

## <宅地分譲>

- ① 道路境界付近(駐車場乗り入れ部分)の雨水処理は設計どおりとなっているか。(直接放流する構造になっていないか)
- ② 駐車場の直接放流エリアと建物の集水エリアの境界が屋根・バルコニーラインとなっている場合、建物の配置がズレていたり、庇の出幅や形状を変更していたりして各エリア面積が変更されていないか。(そういう状況を想定し、あらかじめ安全側にどちらのエリアにも見込んでおく重なり部分を余裕として考慮している場合もある)

- ③ 地下貯留浸透施設(貯め切り形式)の場合

地下貯留施設と直結している集水柵に接続している各暗渠の管底高さの関係をチェック

当該柵へ流入してくる管底

> = 当該柵から側溝へ放流する管底

> 当該柵から地下貯留施設へ流入する管底

- ④ 地下貯留浸透施設(2段オリフィス形式)

柵の構造寸法、上下段オリフィスの各大きさ・敷高、放流先の8割水深高、オリフィス柵の容量をチェック

～～解説～～

イ) 下段オリフィスの管底高が8割水深以下になった場合

⇒ 許可条件不適合となるため手戻り工事が必要

ロ) 下段オリフィスの管底高は8割水深以上だが、設計値より高くなった場合

⇒ 調整池(柵)の容量が不足する可能性あり

ハ) 上段と下段の各オリフィス敷高の相対差が設計値と違った場合

⇒ 上・下段各々の放流量が変わる

↓

- ・ 下段放流量が許容放流量以上の可能性あり
- ・ 上段放流量が増え地下貯留浸透施設の容量不足の可能性あり
- ・ 調整池柵の容量不足の可能性あり

- ⑤ 地下貯留槽に溜まった雨水を非降雨時に自然浸透で空にするよう計画されている場合、施工写真で、地下水が高くないか、不透水層の田んぼ土ではないかを確認。透水性の高い砂質系の土に置き換えているか。
- ⑥ 土地分譲の場合、あるいは売り建てで建築よりも先に地下貯留浸透施設を施工する場合は、建物が無い状態で完了検査を行うことになるため、分譲後の建築・外構工事において、駐車場部分等の排水構造(集水エリア)を変更しないよう注意を促す必要がある。(特に直接放流が増えないように)
- ⑦ 完了検査に合格し、検査済書が交付された後、標識を設置することが義務付けられている。設置は市が行うが、購入者に対してその旨を「重要事項説明」と併せて説明してください。